

一人ひとりの高齢者が、
『自分らしさ』を発揮しながら
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち

第9期

平戸市高齢者福祉計画・

平戸市介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

(2024年度～2026年度)

概要版

令和6年

平戸市

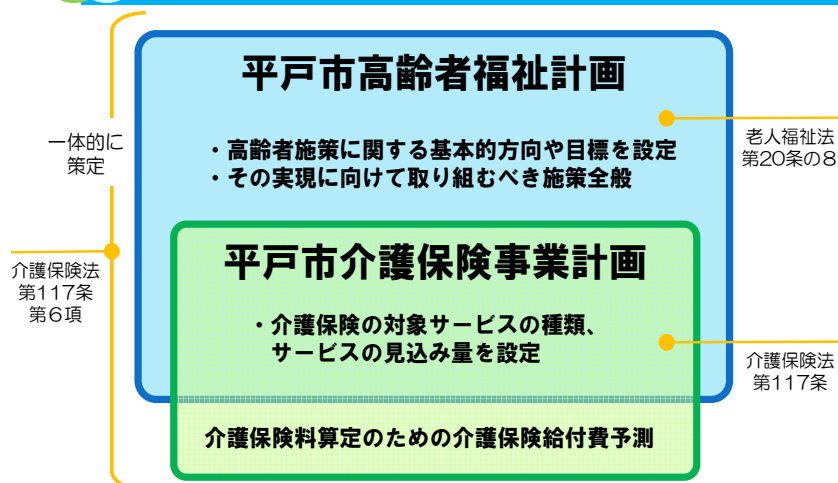
計画策定の目的

高齢化率が、全国平均や長崎県平均よりも高い水準で推移してきた平戸市では、高齢者人口は国が注視する令和7(2025)年よりも早くピークを迎え、令和3(2021)年の12,285人をピークに減少に転じており、今後も減少していくことが予想されています。

また、高齢者一人暮らしの世帯数が増加していること、第1号被保険者のうち後期高齢者の占める割合が国や県よりも高いことなど、地域の特性に合わせた対応が必要となる「地域包括ケアシステム」の構築では、平戸市独自の状況を十分に考慮した施策の検討が必要になります。

今回の「第9期平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画(以下「本計画」といいます。)」は、市民アンケート調査などにより把握した、高齢者を取り巻く状況、第8期計画の実績を踏まえ、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、引き続き「地域包括ケアシステムを深化・推進」し、平戸市における持続可能な介護保険制度や高齢者福祉施策の確立を目指して策定します。

計画の位置づけと計画期間



本計画は、平戸市における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

老人福祉計画にあたる「平戸市高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、介護保険とそれ以外のサー

ビスを組み合わせ、介護予防・生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指すものです。

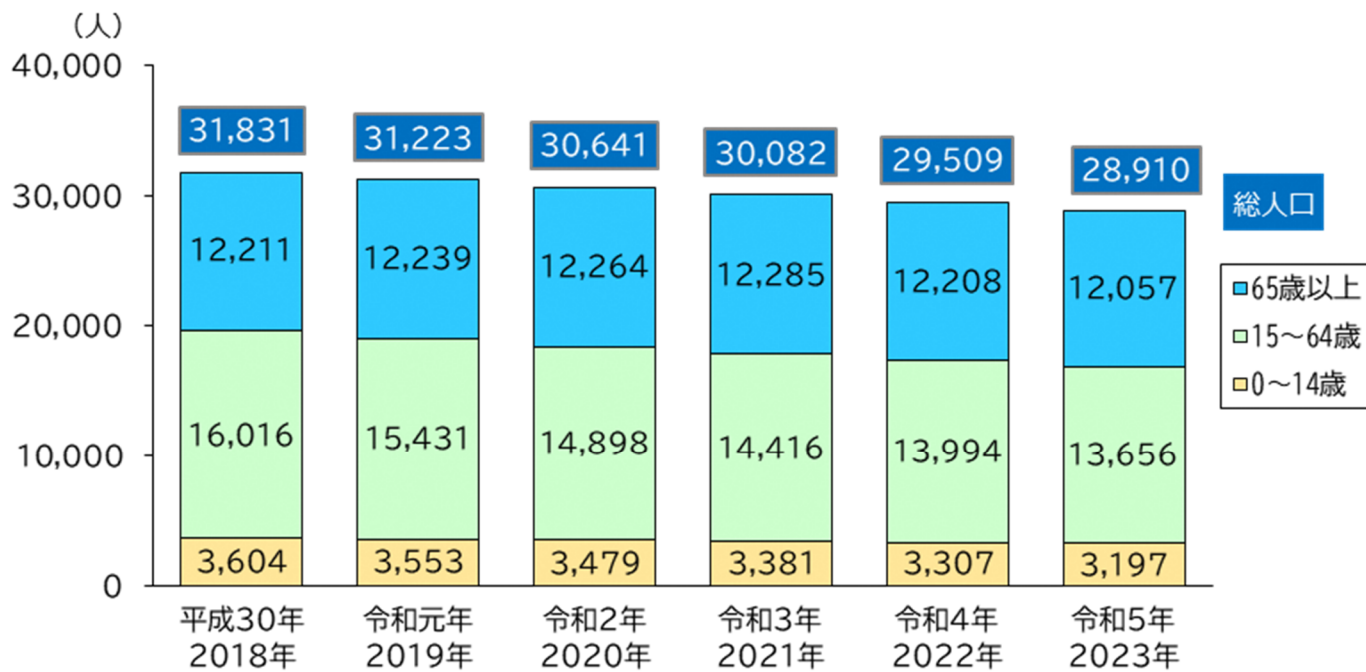
介護保険事業計画にあたる「平戸市介護保険事業計画」は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

本計画は、令和6(2024)年度を初年度とし、令和8(2026)年度を目標年度とする3か年の計画です。



年齢3区分別人口の推移

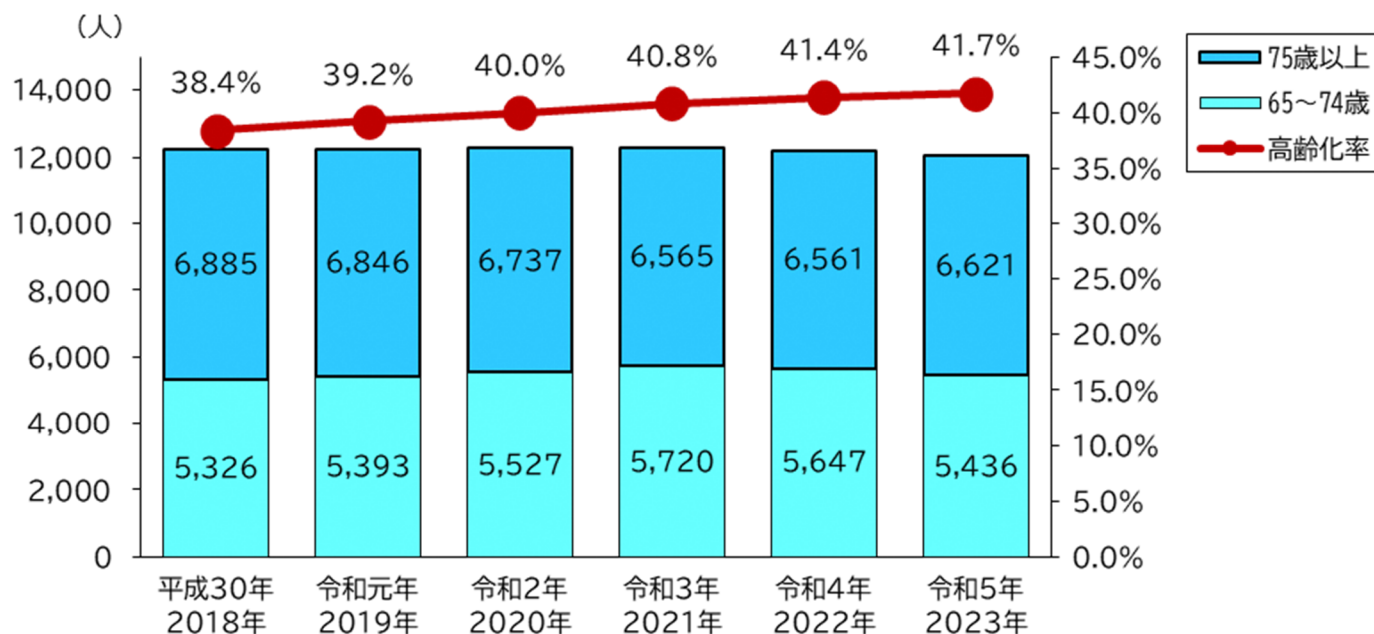
総人口は減少傾向で推移しており、年齢区分別に見ると、年少人口(0～14歳)及び生産年齢人口(15～64歳)が減少している一方で、高齢者人口(65歳以上)は継続的に増加となっていました。令和4(2022)年から高齢者人口の減少が始まっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末）

高齢者数・高齢化率の推移

高齢化率は継続的に上昇しており、令和5(2023)年3月31日現在で41.7%となっています。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者人口が65～74歳の前期高齢者人口を上回る状況となっています。

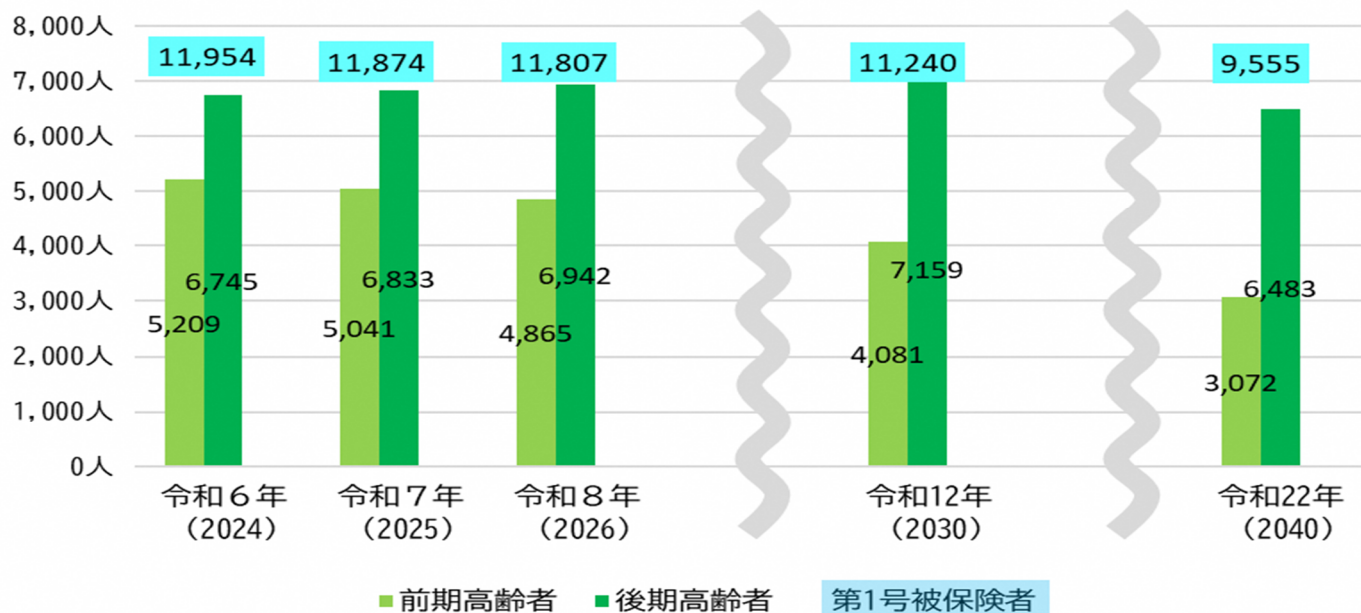


資料：住民基本台帳（各年3月末）

第1号被保険者数の推計

本計画期間中の第1号被保険者数は、令和6(2024)年の11,954人から、年々減少していくものと見込んでおります。

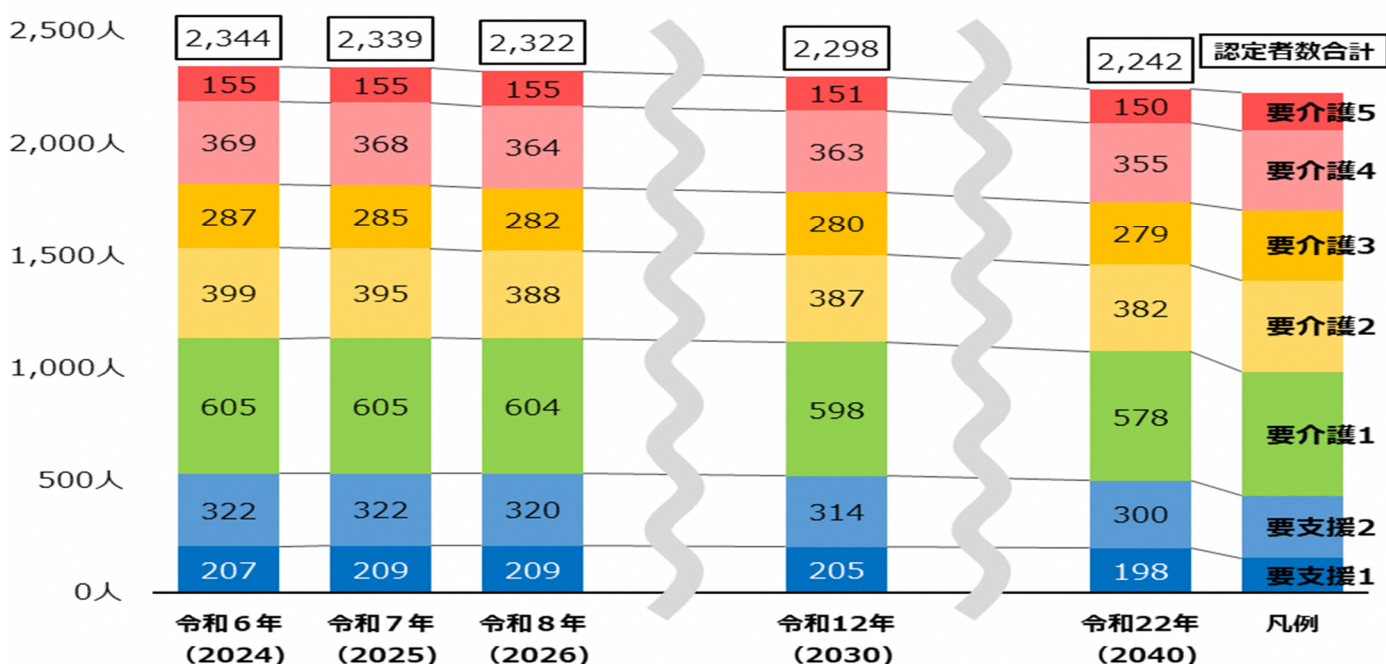
また、65歳～74歳までの前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者別に見ると、前期高齢者は減少が続き、後期高齢者も減少が続きますが、前期高齢者の方が減少幅は大きいことが予想されます。



資料：厚生労働省提供データ

要支援・要介護認定者数等の推計

第1号被保険者の認定者数は、本計画期間の令和6(2024)年から令和8(2026)年の間、徐々に減少すると見込まれます。



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計

平戸市が目指す高齢社会像

本計画において目指す高齢社会像は、地域包括ケアシステムの構築により、高齢者がいつまでもいきいきと暮らせる地域づくりを目指す意味合いで、第8期における「一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち」を引き継ぐこととします。

**一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち**

基本方針

目指す高齢社会像を実現するため、3つの基本方針により、施策の総合的な展開を図ります。

基本方針1

高齢者を支える地域づくり

高齢者が自分らしく暮らせるよう、健康づくりや生きがいづくりにつながる社会参加の促進に努めるとともに、生涯学習、スポーツ、ボランティア活動への参加促進や、外出支援の取組を進めます。また、認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりや家族など在宅での介護者の負担を軽減させるための取組を進めます。

高齢者の権利を尊重し、虐待や犯罪被害から守るための体制づくり、災害や感染症に対する備えを進めます。

基本方針2

介護予防・日常生活支援の推進

高齢者がいきいきと暮らせるよう、健康状態や生活機能に応じた介護予防や、食など日常生活への支援を提供します。

地域包括支援センターや多様な専門家による協議の場を核に、在宅医療・介護の連携や総合的な相談の受付・対応を行います。

基本方針3

介護サービスの充実

介護の必要な高齢者が自立した日常生活を営めるよう、地域包括ケアシステムを踏まえて事業の質と量を確保することに努めます。また、生活の基盤となる住まいの安定確保や、在宅生活が困難になっても安心して介護サービスが受けられるための施設整備等に努めます。

給付内容、事業実施等の点検・評価を行い、介護保険、高齢者福祉の一体的かつ適正な運営に努めます。

施策体系

目指す
高齢
社会像

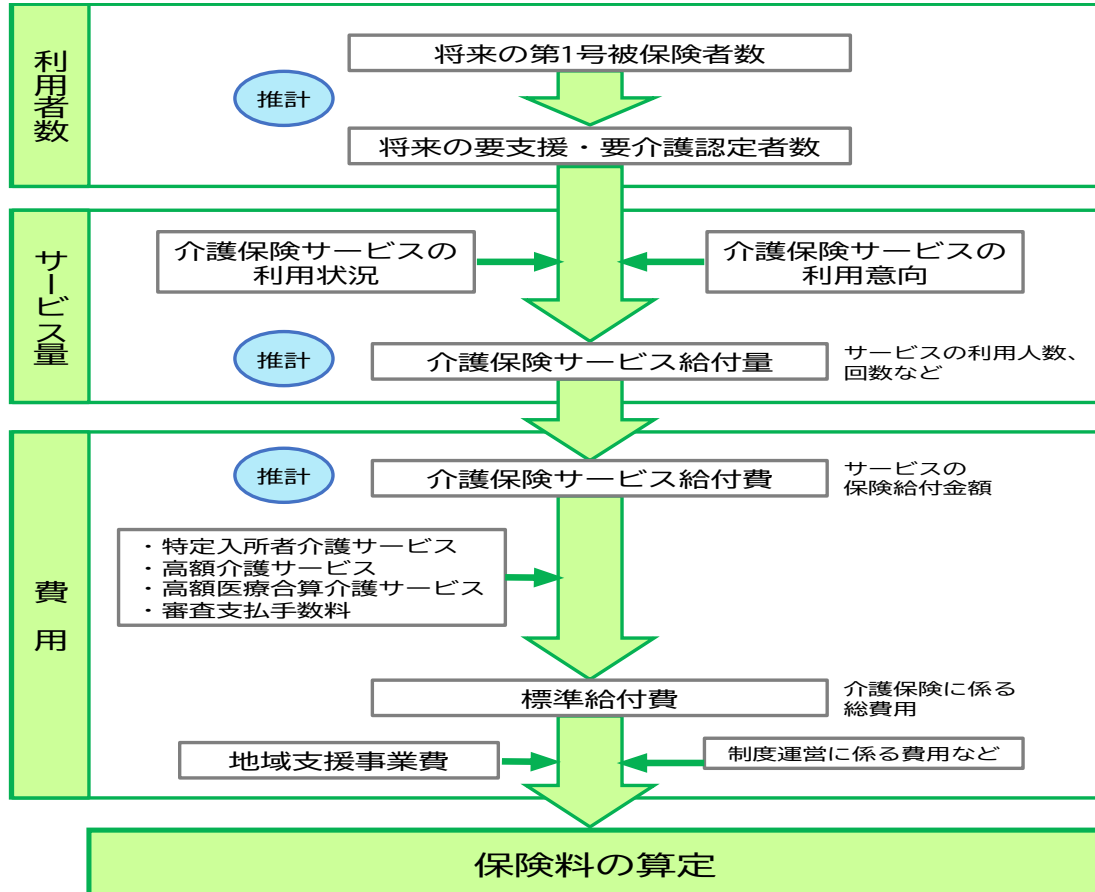
一人ひとりの高齢者が、『自分らしさ』を発揮しながら
生涯『自分らしく』暮らし続けることができるまち

基本方針	施策の展開	
基本方針 1 高齢者を支える地域づくり 基本方針 2 介護予防・日常生活支援の推進 基本方針 3 介護サービスの充実	高齢者福祉施策の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりの推進 2 生涯学習・スポーツの推進 3 社会参加の推進 4 生活支援サービスの充実 5 安全・安心のまちづくり 6 介護事業者及び介護者への支援
	地域支援事業の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 2 包括的支援事業 3 任意事業
	地域包括ケアシステムの 深化・推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の居住環境の整備と地域資源の有効活用 2 日常生活圏域と地域包括ケアシステムの方向性
	第9期介護保険事業の推進	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9期計画期間における高齢者等の推計 2 個別サービスに関する実績と今後の見込み 3 介護保険事業費用の見込み 4 介護保険料の算定
	計画の推進に向けて	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和 12(2030)年・令和 22(2040)年の予測 2 その他の将来予測 3 関係機関との連携 4 計画の進行管理と評価・点検

介護保険料の算定

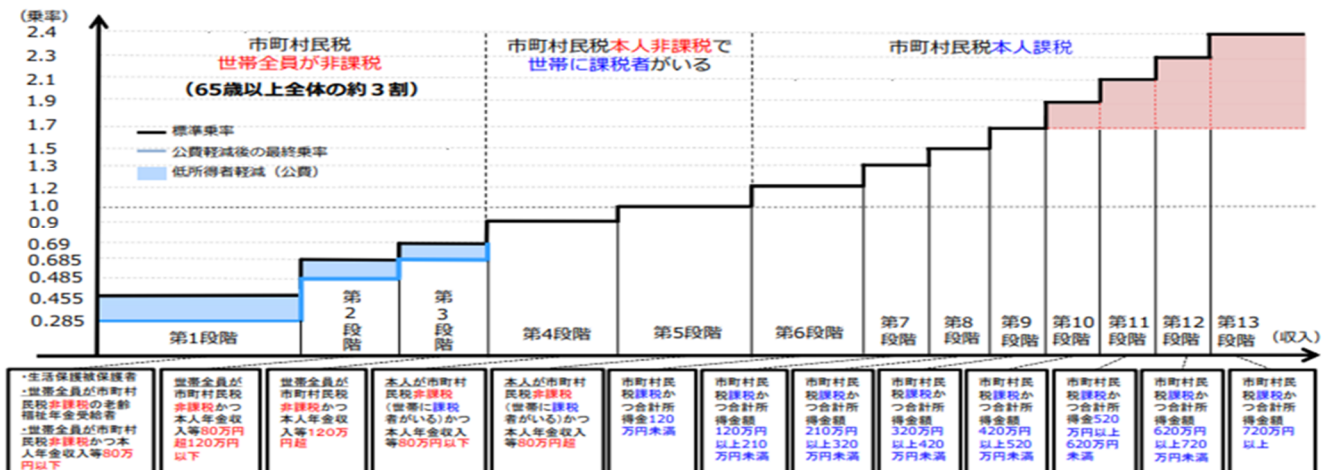
1 介護保険料算定等の流れ

介護保険料は、要介護認定者数等の推計を基に、これまでのサービス利用実績、利用者数を勘案して各サービスの提供目標量(利用見込量)を推計し、それにより算定した給付費と、制度運営等に係る費用総額を算定した後、将来の被保険者数で除して算定します。



2 所得段階設定

本計画における、各所得段階の基準所得金額及び保険料率は、国の設定した基準所得金額及び保険料率と同等のものとします。



第1号被保険者の所得段階別保険料【第9期】

所得段階	所得等の条件 第9～第13段階は、従来の「第9段階」を、所得段階別に5段階に区分したものです。	保険料率 下線部は第8期	保険料年額 ●【】内は軽減後 下線部は第8期
第1段階	① 生活保護受給者の人又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ② 世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.455 ●【0.285】 基準額×0.500 ●【0.300】	30,000円 ●【18,800円】 35,200円 ●【21,100円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.685 ●【0.485】 基準額×0.750 ●【0.500】	45,200円 ●【32,000円】 52,800円 ●【35,200円】
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が120万円を超える人	基準額×0.690 ●【0.685】 基準額×0.750 ●【0.700】	45,500円 ●【45,200円】 52,800円 ●【49,300円】
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.900	59,400円 63,400円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の人で、前年の「課税年金収入額＋その他の合計所得金額」が80万円を超える人	基準額	66,000円 70,500円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円未満の人	基準額×1.200	79,200円 84,600円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.300	85,800円 91,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.500	99,000円 105,700円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が320万円以上420万円未満の人【所得区分変更】	基準額×1.700	112,200円 119,800円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が420万円以上520万円未満の人【新設】	基準額×1.900 基準額×1.700	125,400円 119,800円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が520万円以上620万円未満の人【新設】	基準額×2.100 基準額×1.700	138,600円 119,800円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が620万円以上720万円未満の人【新設】	基準額×2.300 基準額×1.700	151,800円 119,800円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の「合計所得金額」が720万円以上の人【新設】	基準額×2.400 基準額×1.700	158,400円 119,800円

- ① 第1段階～第3段階の人は、公費による負担軽減が図られ、保険料率が上記の●【】内に軽減されます。保険料年額の●【】内は、公費負担による軽減を適用した後の金額です。
- ② 「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から年金収入にかかる雑所得を除いた額です。
- ③ 「合計所得金額」は、収入から公的年金控除や給与所得控除や必要経費を控除した額で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額です。

第9期 平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画
【概要版】

発行年月：令和6年3月

発行：長崎県 平戸市

編集：平戸市役所 福祉部 長寿介護課

住所：〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

T E L : 0950-22-9134